第2回委員会説明資料

(平成29年10月10日開催)

I. 日本の漁業法の歴史・制度 について

内容:「明治漁業法」と「戦後漁業法」の

趣旨・目的とその比較

1. 漁業法の歴史

1. 江戸時代の漁業制度

- ●漁業制度の原型がつくられたのは江戸時代で、その元になった のが、江戸幕府が寛保元年(1741)に出した『律令要略』
- 一村并之魚猟場ハ村境ヲ沖見通猟場の境たり (村並びの漁場の境は、村境から沖への見通し線である)
- 一 石猟者地付根付次第たり沖は入會 (磯見漁は地先の磯根の範囲であり、その沖は入会である)
- 一 入會魚猟藻草共に両郡之中央限之 (入会の漁撈・採藻は、共に両郡の中央を境界とする)
- 一海石或ハ浦役永於納之者他村之猟場たるとも入會の例多し (海石や浦役永を納めている場合は、他村の漁場であっても 入会の例が多い)

《江戸時代における漁業の監督・指導・取締》

- ●<u>徳川幕府は、諸藩における政治は各藩の自治に委せていた。</u>
- 長州藩では、漁業の許可や取締は代官に一任されていたが、実際的には「浦島役座」を構成する浦庄屋・浦年寄等が漁業一切の事件を司り、監督・指導をするのが通例であった。
- ・江戸湾では、文化13年(1816)に、武蔵・相模・上総三国の 44浦の名主・漁業総代等が『内湾漁業議定一札之事』と いう協約を取り交わした。この協約は、江戸湾での使用漁 具を三十八職(38漁法)に限定することを規定した、当時と しては画期的なものであった。
- ・江戸時代における<u>漁業制度の特徴とは、名主(庄屋)等を</u>中心とする階層的で強固な「自治組織」の存在と運営にあり、その「自治組織」が江戸時代の漁村を支えていた。

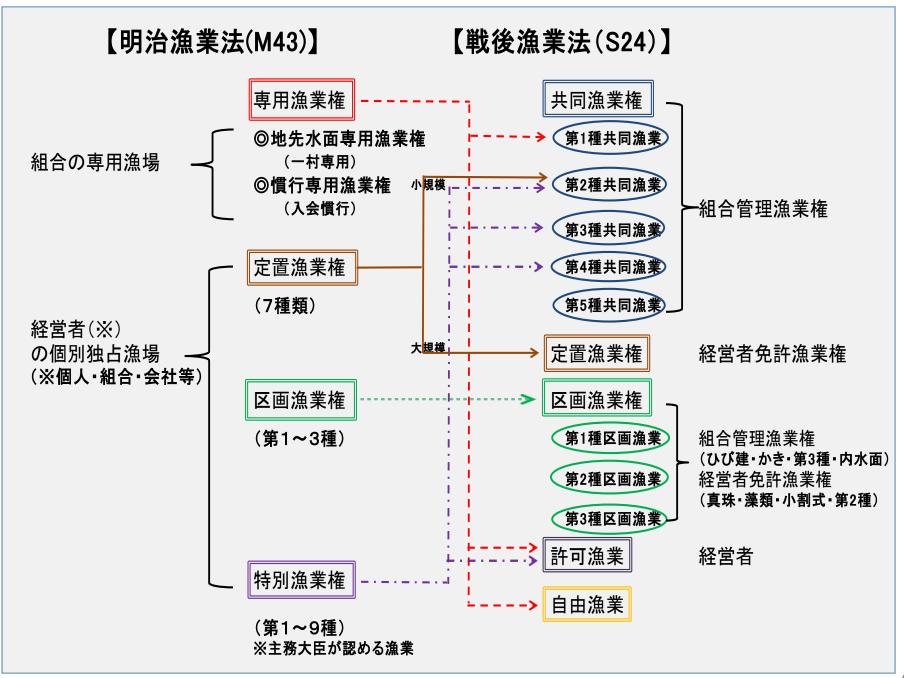
2. 明治政府による立法過程

- 明治政府は、明治7年(1874)、海・川・湖沼を「官有地(国有)」である 旨を宣言し、翌年には、旧来の漁業に関する権利や慣行を否認し、 新たな申請に基づく借用料の徴収を主体とした新漁業制度を施行 (「海面借区制」)。
- この「海面借区制」の施行後、全国各地で一大紛争が勃発し、漁場秩序が混乱。その最大の要因は、「自治組織」の存在を否定したことによって、名主(庄屋)等の協力が得られなくなったことによる。
- •明治政府は、早くも<u>明治9年には「海面借区制」を廃止し、旧慣による</u> 漁場利用の権利・慣行を承認することによって、事態収拾を図った。
- 明治34年(1901)、『漁業法』(法律第34号)が成立し、それまで各浦で 伝統的に継承されてきた漁業の「慣行」が、法的裏付けをもった「漁業 権」という形で権利化。
- ・しかし、この旧『漁業法』は、漁業権の性格について近代法的な明確 さを欠いていたことなどが理由で全面改正され、明治43年(1910)に 『明治漁業法』(法律第58号)が成立。

II. 「明治漁業法」と「戦後漁業法」の 比較対照

項目	明治漁業法	戦後漁業法
制定の目的	◆法治国家として、江戸時代から慣習的・伝統的に継承されてきた漁業の「慣行」を、「漁業権」という形で制度化し、資源の保護と漁業の調整・取締を図ること。	◆ 旧来の漁業制度が漁村の封建制の基盤であり、漁業生産力の発展を阻害していたとの認識に立ち、新しい漁場利用秩序の構築により水面を高度利用し、漁業生産力の向上と漁村の民主化を図ること。
漁業 権の 種類	◆ 専用漁業《地先水面・慣 行》、定置漁業、区画漁 業及び特別漁業の4種 類に区分。	◆専用漁業権と特別漁業権を 廃止し、定置漁業権、区画 漁業権及び共同漁業権の3 種類に整理。

項目	明治漁業法戦後漁業法
条文	第四條 漁具ヲ定置シ又ハ水面 ヲ区画シテ漁業ヲ為スノ権利 ヲ得ムトスル者ハ行政官庁ノ 免許ヲ受クヘシ其ノ免許スヘ キ漁業ノ種類ハ主務大臣之ヲ 指定ス 第五條 水面ヲ専用シテ漁業ヲ 為スノ権利ヲ得ントスル者ハ 行政官庁ノ免許ヲ受クヘシ 前項ノ免許ハ漁業組合カ其ノ 地先水面ノ専用ヲ出願シタル 場合ノ外之ヲ与へス 第六條 前二條ノ外主務大臣ニ 於テ免許ヲ受ケシムル必要ア リト認ムル漁業ノ種類ハ命令 ヲ以テ之ヲ定ム



項目	明 治 漁 業 法	戦後漁業法
漁業 権の 性質	◆ 漁業権と入漁権は「物 権」とみなされ、土地に 関する規定を準用。譲 渡や賃貸が可能で あった。	◆同左。しかし、貸付は一切禁止され、譲渡や抵当権の設定等も例外を除いて、原則として認められていない。
条文	第七條 漁業権ハ物権ト看 做シ土地二関スル規定ヲ 準用ス 第十三條 入漁権ハ物権ト看 做ス	第二十三条 漁業権は、物権とみ なし、土地に関する規定を準用 する。 第四十三条 入漁権は、物権とみな す。 第二十六条 漁業権は、相続又は法 人の合併若しくは分割による場合 を除き、移転の目的となることが できない。
		第二十九条 漁業権は、貸付けの目的となることができない。

項目	明治漁業法戦後漁業法
漁業の存制	◆ 免許は申請者の「先願 主義」がとられ、かつ、 それら漁業権の存続期間は 20 年以内、かつ 「更新」も可能とされたことから、その権利が半 永久化。
条文	第十六條 漁業権ノ存続期間ハ 二十年以内二於テ行政官庁 ノ定ムル所二依ル(以下、省略) 前項ノ期間ハ漁業権者ノ申請 二依リ之ヲ更新スルコトヲ得 第二十一条 漁業権の存続期間は、 免許の日から起算して、定置漁業 権又は区画漁業権にあつては五 年、共同漁業権にあつては十年 とする。 (昭和37年改正) ● 真珠養殖業及び第2種区画漁業 権(築堤式・網仕切式・溜池式) は10年に延長。

業 項目 漁 治 法 後 漁 ◆ 専用漁業権《地先水面·慣 共同漁業権と指定の区画 行》のみが漁業組合免 漁業権(後の「特定区画漁 許。その他の漁業権は 業権」)は、漁協又は漁連 に免許される「組合管理漁 全て経営者免許。 「組合 業権」。 免許」 ◆「地先水面専用漁業」は、 漁業組合に前浜漁場を この場合、「漁業権行使規 「経営 則」に基づいて組合員に行 特権的に利用する権利 使させる規定を整備。 者免 (一村専用)を認めたも ので、現在の「第1種共 許! 定置漁業権と指定された 同漁業」に相当。 区画漁業権は、旧法と同じ ◆「慣行専用漁業」は、入 く経営者免許とされたが、 会慣行のある漁業組合 漁業権の種類ごとに定めら に特定漁場(他村入会 れた「優先順位」(第15条) 等)の漁業権を認めたも によって免許するという新

ので、「入漁権」に相当。

たな制度を導入。

法

《漁業権対象者と存続期間》

	旧漁業法(M43) 戦後		漁業法(S24)		
種別	漁業権対象者	漁業権 存続期間	種別	漁業権対象者	漁業権 存続期間
専用漁業権	漁業組合		共同漁業権	漁協又はその連合会	10年
定置漁業権			定置漁業権	経営者 (漁協・個人・会社等)	5年
区画漁業権	経営者 (組合·個人·会社 等)	20年 更新可能	区画漁業権 (ひび建・かき・第3種・内水 面)	漁協又はその連合会	5年
特別漁業権			区画漁業権 (真珠·藻類·小割式·第2種)	経営者 (漁業者又は漁業従事者・ 個人・会社等)	5年

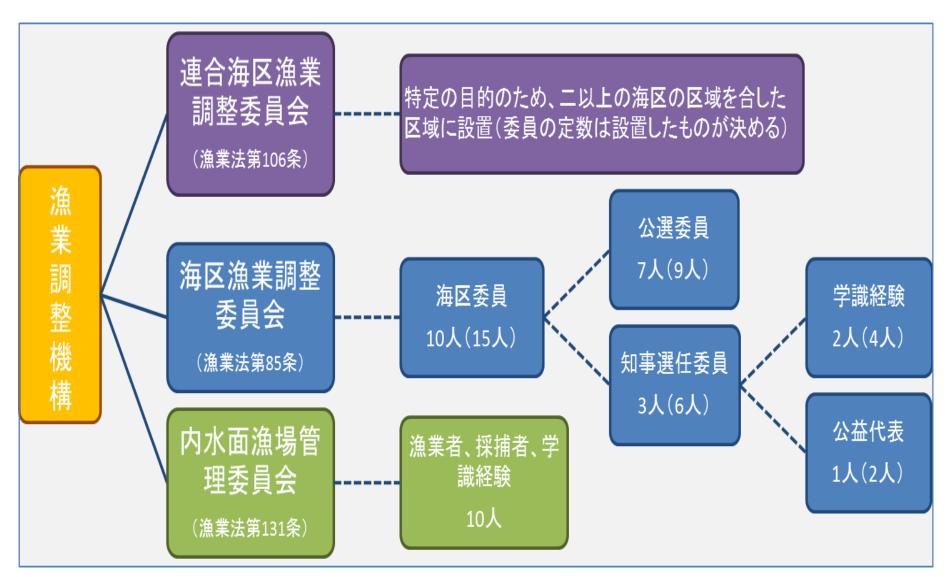
《漁業権免許の法定優先順位:S24》

		区画漁業権			
	定置漁業権	藻類·小割式·第2種 (築堤·網仕切等)	ひび建・かき・内水 面の魚類・第3種 (貝類)	真珠養殖	
第一順位	地元地区に居住する漁民の7割以上が組合員である漁協、又はこれと実体を同じくする法人	漁業者又は漁業従事者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁協又は連合 会が第一順位。 但し、これらが申 請しなかった場合 は、地元地区に居 住する漁民の7割 以上が構成員と なっている法人	漁業者又は漁業従事者(真珠養殖業 の経験者、無経験 者は地元居住者を 優先)	
第二順位	地元漁民の7人以 上で構成される法 人	その他の者(地元居 住者、同種漁業経験 者、他の沿岸漁業経 験者、その海区での 経験者を優先)	地元漁民の7人以 上で構成される法 人	その他の者(真珠 養殖業の経験者、 無経験者は地元居 住者を優先)	
第三順位	漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁 業経験者、その海 区での経験者を優 先)		漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		
第四順位	その他の者(同種 漁業経験者、他の 沿岸漁業経験者、 その海区での経験 者を優先)		その他の者(同種 漁業経験者、他の 沿岸漁業経験者、 その海区での経験 者を優先)		

業 項目 業 明 治 漁 法 後 漁 法 ◆明治漁業法は、現行の 戦後漁業法における最大 「水産資源保護法」及び の特色が「漁業調整委員 「水産業協同組合法」に 会」の設置であり、「漁業調 相当する条文を内包して 整機構の運用によって水面 特徴• おり、包括的な漁業法と を総合的に利用し、漁業生 相違点 しての体系を備えていた。 産力を発展させ、漁業の民 主化を図る」(第1条)という 《参考》 目的を達成するために制度 「水産資源保護法」に該当す 化された。 る条文(第34条、第36~39条) 委員会の特徴は、大臣又 「水産業協同組合法」に該当 は知事の諮問機関、建議 する条文(第42~54条) 機関であるばかりではなく、 自ら裁定・指示・認定などを 行う決定機関としての権能

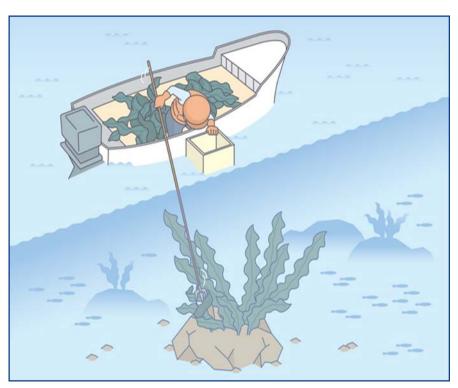
を付与されたところある。

《漁業調整機構:S24》

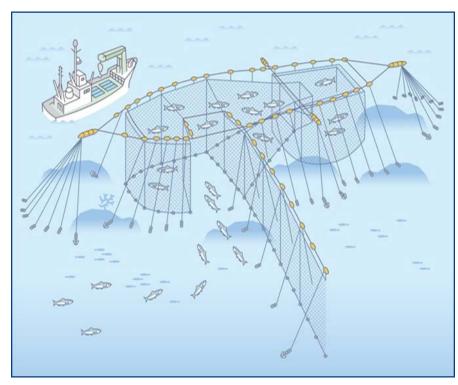


(注)上表の括弧内は、現在の定数

おわり



採藻(第1種共同漁業)



小型定置(第2種共同漁業)